

# 外国人の人材育成

## 人材育成の在り方

---

- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。
- 業所管省庁は、育成就労制度及び特定技能制度の育成・キャリア形成プログラムを策定する。

## 人材育成の評価方法

---

- 以下の試験合格等を要件とする。
- ①**就労開始前** 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講
  - ※ 受入機関は1年経過時まで同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。
  - ※ 日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。
- ②**特定技能1号移行時** 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格＋日本語能力A2相当以上の試験（N4等）合格
  - ※ 試験等に不合格となった者について、最長1年の在留継続を認める。
- ③**特定技能2号移行時** 特定技能2号評価試験等合格＋日本語能力B1相当以上の試験（N3等）合格

## 日本語能力の向上方策

---

- 政府は、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施を進める。

# 外国人の人権保障・労働者としての権利性の向上

## 「やむを得ない事情がある場合」の転籍

---

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。

## 本人の意向による転籍

---

- 「やむを得ない事情がある場合」以外は、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人の意向による転籍を認める。

### ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間を超えている

- ※ 当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ分野ごとに1～2年の範囲内で設定。人材育成の観点を踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。

### イ 技能検定試験基礎級等・一定の水準以上の日本語能力試験に合格

- ※ 各分野で、日本語能力A 1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。

### ウ 転籍先が適切であると認められる一定の要件を満たす

- 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。
- 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

# 監理支援機関・外国人育成就労機構

## 監理支援機関

---

- 監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。

## 外国人育成就労機構

---

- 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。